

第 16 号

令和元年度熊本県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和元年度熊本県電気事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和元年度熊本県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 事業収益	1,633,264千円	694千円	1,633,958千円
第2項 営業外収益	249,336千円	694千円	250,030千円
	支 出		
第1款 事業費	7,237,321千円	△3,251千円	7,234,070千円
第1項 営業費用	1,571,223千円	△3,251千円	1,567,972千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「648,959千円」を「647,264千円」に、「489,074千円」を「436,682千円」に、「159,885千円」を「210,582千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第1款 資本的収入	6,405,106千円	△707,092千円	5,698,014千円
第2項 企業債	6,008,000千円	△707,000千円	5,301,000千円
第3項 荒瀬ダム関連 交付金等	131,552千円	△92千円	131,460千円
	支 出		
第1款 資本的支出	7,054,065千円	△708,787千円	6,345,278千円
第1項 建設改良費	6,626,653千円	△708,787千円	5,917,866千円

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「6,008,000千円」を「5,301,000千円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費 (債務負担行為)	480,646千円	△7,219千円	473,427千円

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和2年度 ～令和4年度	千円 45,174
	年次別内訳	
	令和2年度	21,405
	令和3年度	11,729
	令和4年度	12,040
情報処理関連業務	令和2年度	944
事務機器等賃借	令和2年度	5,216

令和2年2月4日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫